

活動計算書の作成方法を詳しく知りたいとき

活動計算書の作成方法については、「NPO法人会計基準協議会」が運営する下記のホームページに詳しく解説が掲載されています。

➤ みんなで使おう！NPO法人会計基準 <https://www.npokaikeikijun.jp>

《活動計算書の作成例 1》 特定非営利活動に係る事業のみを行う法人の場合

設立初年度の場合は、「法人成立の日」からとなります。

〇〇年度 活動計算書  
(〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで)

定款で定める事業年度を記載します。

科目は参考例です。法人の活動によって、必要な科目を設定してください（p 65～68 参照）。

特定非営利活動法人〇〇〇〇  
(単位：円)

科目	金額		
<b>I 経常収益</b>			
1. 受取会費			
正会員受取会費	×××		
賛助会員受取会費	×××		
.....	×××	×××	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	×××		
施設等受入評価益	×××	×××	
ボランティア受入評価益			
.....	×××		
3. 受取助成金等	×××	×××	
受取民間助成金	×××		
.....			
4. 事業収益	×××		
〇〇事業収益	×××		
△△事業収益	×××	×××	
.....			
5. その他収益	×××		
受取利息	×××		
雑収益	×××	×××	
.....			
経常収益計			×××
<b>II 経常費用</b>			
1 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		
給料手当	×××		
ボランティア評価費用	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
.....			
人件費計	×××		

会費の性格に応じて分けて記載します（p 65、79 参照）。

p 77 参照

「××サービス会員受取会費」等は事業収益に分類します（p 79 参照）。

p 77 参照

「人件費」と「その他経費」に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載します。

(2) その他経費			
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
施設等評価費用	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
.....			
その他経費計	×××		
事業費計		×××	
<p>管理費には法人が活動する上で事業費以外の法人運営に必要な経費が該当します。構成員相互の利益（共益）を目的とする活動は特定非営利活動ではありませんので、総会や理事会の開催、役員研修や会員間のための会報などに係る経費は「管理費」に計上します。</p>			
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
.....			
人件費計	×××		
(2) その他経費			
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
.....			
その他経費計	×××		
管理費計		×××	
経常費用計			×××
当期経常増減額			×××
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		×××	
.....		×××	
経常外収益計			×××
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		×××	
.....		×××	
経常外費用計			×××
当期正味財産増減額			×××
前期繰越正味財産額			×××
次期繰越正味財産額			×××

「人件費」と「その他経費」に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載します。

「経常外収益」「経常外費用」には法人の通常の活動以外によって生じるものや臨時的な収益・費用を記載します。該当がない場合は省略できます。

法人成立初年度の場合は「設立時正味財産額」となります。

前事業年度活動計算書の「次期繰越正味財産額」の金額を記載します。  
 設立初年度の場合は設立時の財産目録の「正味財産」の金額を記載します。

貸借対照表の「正味財産合計」と金額が一致します。

## 《活動計算書の作成例2》 その他の事業を行う法人の場合

設立初年度の場合は、「法人成立の日」からとなります。

〇〇年度 活動計算書  
(〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで)

定款で定める事業年度を記載します。

科目は参考例です。法人の活動によって、必要な科目を設定してください。(p 65~68 参照)

特定非営利活動法人〇〇〇〇  
(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
<b>I 経常収益</b>			
1. 受取会費		その他の事業を実施しない年度の場合は、金額の欄にはゼロを記載します。	
正会員受取会費	×××		×××
賛助会員受取会費	×××		×××
.....	×××		×××
2. 受取寄附金	×××		×××
受取寄附金			
施設等受入評価益	×××		×××
ボランティア受入評価益	×××		×××
.....			
3. 受取助成金等	×××		×××
受取民間助成金	×××		×××
.....			
4. 事業収益	×××		×××
〇〇事業収益		×××	×××
△△事業収益	×××		×××
.....			
5. その他収益	×××		×××
受取利息	×××		×××
雑収益	×××		×××
.....			
<b>経常収益計</b>	×××	×××	×××
<b>II 経常費用</b>			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××	×××	×××
給料手当	×××	×××	×××
法定福利費	×××	×××	×××
ボランティア評価費用	×××		×××
退職給付費用	×××	×××	×××
福利厚生費	×××		×××
.....			
<b>人件費計</b>	×××	×××	×××
(2) その他経費			
会議費	×××	×××	×××
旅費交通費	×××		×××
施設等評価費用	×××		×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××	×××	×××
<b>その他経費計</b>	×××	×××	×××
<b>事業費計</b>	×××	×××	×××

会費の性格に応じて分けて記載します (p 65、79 参照)。

p 77 参照

「××サービス会員受取会費」等は事業収益に分類します (p 79 参照)。

p 77 参照

「人件費」と「その他経費」に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載します。

管理費には法人が活動する上で事業費以外の法人運営に必要な経費が該当します。構成員相互の利益（共益）を目的とする活動は特定非営利活動ではありませんので、総会や理事会の開催、役員の研修や会員間のための会報などに係る経費は「管理費」に計上します。

2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		×××
給料手当	×××		×××
法定福利費	×××		×××
退職給付費用	×××		×××
福利厚生費	×××		×××
.....	×××		×××
人件費計	×××		×××
(2) その他経費			
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××		×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××		×××
その他経費計	×××		×××
管理費計	×××		×××
経常費用計	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	×××		
.....	×××		
経常外収益計	×××		×××
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	×××		
.....	×××		
経常外費用計	×××		×××
経理区分振替額	×××	△×××	×××
当期正味財産増減額	×××	×××	×××
前期繰越正味財産額	×××	×××	×××
次期繰越正味財産額	×××	×××	×××

「人件費」と「その他経費」に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載します。

「経常外収益」「経常外費用」には法人の通常の活動以外によって生じるものや臨時的な収益・費用を記載します。該当がない場合は省略できます。

その他の事業の収益は特定非営利活動に係る事業のために使用しなければなりません。

法人成立初年度の場合は「設立時正味財産額」となります。

前事業年度活動計算書の「次期繰越正味財産額」の金額を記載します。  
 設立初年度の場合は設立時の財産目録の「正味財産」の金額を記載します。

貸借対照表の「正味財産合計」と金額が一致します。

## 活動計算書（活動予算書）の科目例

下記の勘定科目は、一般によく使われると思われる科目のうち、主なものを例示したものです。法人の活動にあわせて、選択または適宜追加して活動計算書を作成してください。

勘定科目	科目の説明
<b>I 経常収益</b>	
1. 受取会費	
正会員受取会費	確実に入金されることが明らかな場合を除き、実際に入金したときに計上します。
賛助会員受取会費	対価性が認められず明らかに贈与と認められるものや、それを含む場合があり、認定（特例認定）におけるPSTの判定時に留意が必要です。
2. 受取寄付金	
受取寄付金	確実に入金されることが明らかになった場合に計上します。
資産受贈益	無償又は著しく低い価格で現物資産の提供を受けた場合の時価による評価差益。「NPO法人会計基準」において、その取得時における公正な評価額を取得価額としています。公正な評価額としては、市場価格によるほか、専門家による鑑定評価額や、固定資産税評価額等を参考に合理的に見積もられた価額等が考えられます。
施設等受入評価益	受け入れた無償又は著しく低い価格で施設の提供等の物的サービスを、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握でき、施設等評価費用と併せて計上する方法を選択した場合に計上します。
ボランティア受入評価益	提供を受けたボランティアからの役務の金額を、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握でき、ボランティア評価費用と併せて計上する方法を選択した場合に計上します。（p 77 参照）
3. 受取助成金等	
受取助成金	補助金や助成金の交付者の区分によって受取民間助成金、受取国庫補助金等に区分することができます。
受取補助金	
4. 事業収益	事業の種類ごとに区分して表示することができます。
売上高	販売用棚卸資産の販売やサービス（役務）の提供などにより得た収益。
〇〇利用会員受取会費	サービス利用の対価としての性格をもつ会費。
5. その他収益	
受取利息	
為替差益	為替換算による差益。なお為替差損がある場合は相殺して表示します。
雑収益	いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要ではない収益。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくありません。
<b>II 経常費用</b>	
1. 事業費	

(1) 人件費	
役員報酬	役員に対する報酬等（使用人兼務分を除く。）のうち、事業に直接関わる部分。
給料手当	使用人兼務役員の使用人部分を含みます。
臨時雇賃金	
ボランティア評価費用	ボランティアの費用相当額。ボランティア受入評価益と併せて計上します。（p77 参照）
法定福利費	
退職給付費用	退職給付見込額のうち当期に発生した費用。会計基準変更時差異の処理として、定額法により費用処理する場合、一定年数（15 年以内）で除した額を加算します。少額を一括して処理する場合も含まれます。
通勤費	給料手当、福利厚生費に含める場合もあります。
福利厚生費	
(2) その他経費	
売上原価	販売用棚卸資産を販売したときの原価。期首の棚卸高に当期の仕入高を加え期末の棚卸高を控除した額。
業務委託費	
諸謝金	講師等に対する謝礼金。
印刷製本費	
会議費	
旅費交通費	
車両費	車両運搬具に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示することもできます。
通信運搬費	電話代や郵送物の送料等。
消耗品費	
修繕費	
水道光熱費	電気代、ガス代、水道代等。
地代家賃	事務所の家賃や駐車場代等。
賃借料	少額資産に該当する事務機器のリース料等。不動産の使用料をここに入れることも可能。
施設等評価費用	受け入れた無償又は著しく低い価格で施設の提供等の物的サービスを、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握でき、施設等受入評価益と併せて計上する方法を選択した場合に計上します。
減価償却費	
保険料	
諸会費	
租税公課	収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望まれます。なお、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期正味財産増減額から法人税等を差し引いて

	当期正味財産増減額を表示することが望まれます。
研修費	
支払手数料	
支払助成金	
支払寄付金	
支払利息	金融機関等からの借入れに係る利子・利息。
為替差損	為替換算による差損。なお、為替差益がある場合は相殺して表示します。
雑費	いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でないは費用。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくありません。
2. 管理費	
(1) 人件費	
役員報酬	役員に対する報酬等（使用人兼務分を除く。）のうち、運営管理に関わる部分。
給料手当	使用人兼務役員の使用人部分を含みます。
法定福利費	
退職給付費用	退職給付見込額のうち当期に発生した費用。会計基準変更時差異の処理として、定額法により費用処理する場合、一定年数（15年以内）で除した額を加算する。少額を一括して処理する場合も含まれます。
通勤費	給料手当、福利厚生費に含める場合もあります。
福利厚生費	
(2) その他経費	
印刷製本費	
会議費	
旅費交通費	
車両費	車両運搬具に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示することもできます。
通信運搬費	電話代や郵送物の送料等。
消耗品費	
修繕費	
水道光熱費	電気代、ガス代、水道代等。
地代家賃	事務所の家賃や駐車場代等。
賃借料	少額資産に該当する事務機器のリース料等。不動産の使用料をここに入れることも可能です。
減価償却費	減価償却とは、固定資産の価値は時間の経過や使用によって減少していくという考えの下、貸借対照表に計上した固定資産の取得価額から、その使用期間（耐用年数）にわたって減額していく会計処理です。この減価償却の方法には、主に「定率法」、「定額法」等があり、法人税法施行令第48条、同第48条の2及び同第133条を参

	考とし、適用方法を選択します。
保険料	
諸会費	
租税公課	収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望まれます。なお、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期正味財産増減額から法人税等を差し引いて当期正味財産増減額を表示することが望まれます。
支払手数料	
支払利息	金融機関等からの借入れに係る利子・利息。
雑費	いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要ではない費用。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくありません。
III 経常外収益	
固定資産売却益	
過年度損益修正益	過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。
IV 経常外費用	
固定資産除・売却損	
災害損失	
過年度損益修正損	過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。会計基準を変更する前事業年度以前に減価償却を行っていない資産を一括して修正処理する場合などに用います。減価償却費だけの場合は、「過年度減価償却費」の科目を使うこともできます。
V 経理区分振替額	
経理区分振替額	その他の事業がある場合の事業間振替額

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄付金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示し、当該寄付金等を後者に計上することが望まれます。

当該寄附金（補助金・助成金）の用途等が解除された場合等には、「一般正味財産増減の部」に「受取寄付金（補助金・助成金）振替額」を、「指定正味財産増減の部」に「一般正味財産への振替額（△）」を勘定科目として記載します。

（一般正味財産増減の部）

I 経常収益

1. 受取寄付金

受取寄付金振替額 ×××

.....

II 経常費用

2. 事業費

援助用消耗品費 ×××

（指定正味財産増減の部）

受取寄付金 ○○○

.....

一般正味財産への振替額 △×××

用途等の制約が解除されたことによる指定正味財産から一般正味財産への振替額

「受取寄付金振替額」と同額をマイナス計上